

基本施策④ 若者の自立支援の充実**(1) 現状と課題****◆若者に対する自立支援の必要性**

- 平成24年度の横浜市子ども・若者実態調査によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約8,000人、無業状態が約57,000人と推計されています。
- このひきこもりや無業状態の若者のうち、本市による自立支援につながっている若者は一部であり、これらの支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題となっています。そのため、若者を適切な相談支援機関につないでいく仕組みづくりや、学校（教育）と連携した社会（就労）への移行支援の強化などが必要です。
- また、困難を抱える若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景は多様で複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。
- なお、ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けて支援も難しくなる傾向があるため、なるべく早期に支援を行う必要があります。特に、生活保護世帯や経済的に困窮しているなど養育環境に課題があり、支援が必要な家庭で育つ小・中学生等に対し、生活支援・学習支援等を実施することにより将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。
- さらに、若者支援団体や相談機関による支援がより充実したものとなるよう、支援の内容や手法の共有を行うなど、連携を強化していく必要があります。特に、方面別に設置された地域ユースプラザが、地域の関係機関、区役所との連携、地域とのネットワークづくりをさらに強化して、困難を抱える若者に対して包括的な支援を提供していく必要があります。
- そして、若者サポートステーションの利用者の中には、経済的困窮状態にあったり、福祉や医療に関する支援が必要であるなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。支援を必要としながら、これまで若者サポートステーションにつながってこなかった若者への対応を含め、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かい支援を提供するため、相談体制を充実させていく必要があります。
- また、困難を抱える若者が自立に向けて階段を上るようにステップアップできるよう、段階的で多様なセミナー・社会体験・職業訓練を提供していく必要があります。特に、長期にわたってひきこもり状態にあるなど生活習慣の改善が必要な若者については、社会性を身に付けるための体験機会の提供や、共同生活を通じた生活リズムの立て直しなどの支援を行っていく必要があります。

◆社会的な支援のための環境整備の必要性

- 社会的な支援を受けながら働きつづけることができる環境づくりのため、地域や企業の理解を得ながら、若者が主体的に活動できる場を増やしていく必要があります。
- 若者がそれぞれの状況に応じて、自立に向けてステップアップできるような支援を充実するため、就労体験・就労訓練の受け入れなど、困難を抱える若者への支援について理解・協力を企業等に求めていく必要があります。

〈2〉 施策の目標・方向性

【1】子ども・若者を取り巻く困難やリスクの早期発見・未然防止に取り組みます。

- 全ての子ども・若者のまわりに存在する困難やリスクに対し、社会全体で早期発見・未然防止に取り組みます。

【2】困難を抱える若者に対し、就労や自立に向けた支援に取り組みます。

- 青少年相談センターや地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾において、無業やひきこもりなど困難を抱える若者に対する個別相談や居場所の提供、社会体験、就労訓練等を実施し、就労や自立に向けた支援に取り組みます。

【3】子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

- 生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう学習支援を充実します。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉 主な事業・取組

○青少年相談センター事業

青少年の自立を支援する団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに特に困難を抱える青少年の自立及び社会参加の支援等を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,889人 (25年度)	※調整中

○若者サポートステーション事業

困難を抱える若者及びその保護者を対象とした職業的自立に向けた個別相談、臨床心理士による個別相談、就労セミナー等を実施する「若者サポートステーション」に対し、運営経費を補助します。

また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得にかかる支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,990人 (25年度)	※調整中

○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）

経済的困窮状態にある若者に対する相談支援を強化するため、若者サポートステーションに相談員を配置します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	6,627人 (25年度)	※調整中

○地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、地域において青少年の自立支援を図る「地域ユースプラザ」に対し、運営経費を補助します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	19,040人 (25年度)	※調整中

○よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。

【直近の状況】	【31年度末の目標】
①長期合宿型訓練利用実人数 ②短期合宿型訓練利用実人数	①13人 ②90人 (25年度)

施策分野2 出産・子育てしやすい環境をつくる
基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

(1) 現状と課題

◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発と相談支援の充実

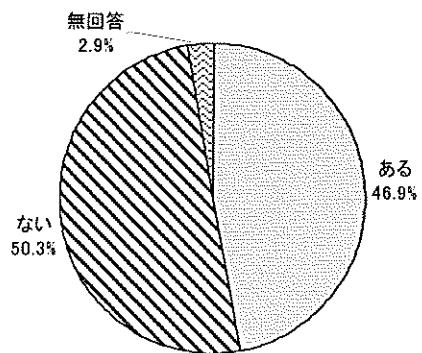
- 結婚年齢の上昇等に伴い、35歳以上の高年齢で妊娠・出産される方の増加傾向が続いている、平成24年の高齢出産割合は約32%となっています。また、体外受精をはじめとする不妊治療を受ける方も増加しており、出産年齢が高くなるほど女性や子どもの健康を害するリスクが高くなる傾向があります。希望する妊娠・出産を実現できるよう、若い世代の男女に対する妊娠・出産に関する正確な情報が的確に提供される必要があります。さらに、妊娠・出産に悩む方への相談支援を充実する必要があります。
- 加えて、望まない妊娠や若年妊娠など、周囲に相談しにくい妊娠・出産の悩みを受け、適切なアドバイスや支援につなげる相談窓口・体制の整備が求められています。

◆妊娠中から産後の育児支援の充実

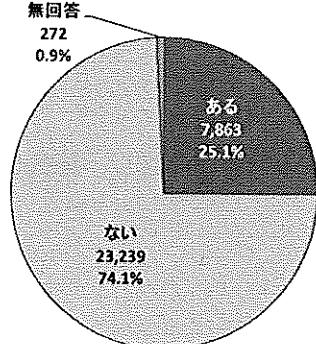
- 出産年齢の上昇傾向に伴い、親になる世代は10歳代から40歳代までと幅広くなっています。自分の子どもで初めて赤ちゃんの世話を体験する人が約75%と多く、若い世代への啓発や妊娠中から子育てについて支援することが課題となっています。また、妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなる人の割合も微増傾向にあり、妊娠中から産後の家事・育児支援体制を準備できるよう相談支援が必要です。特に、急激に増加している35歳以上の初産の母親とその家庭への産後の育児不安等の早期把握・早期支援及び未婚、若年妊娠、低出生体重児や疾病や障害のある子どもを育てる家庭などへの子育て支援が課題となっています。
- 加えて、女性特有の妊娠・出産、更年期などの健康問題を気軽に相談できるよう女性の健康相談を充実させる必要があります。

★はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがある割合（25年度と20年度の比較）【利用ニーズ把握のための調査（平成20年（市民意識調査）、25年（未就学児））】

<平成20年>



<平成25年>



N=31,374

※平成20年の調査は、18歳から49歳の市民（5,000人）と50歳以上の市民（5,000人）を対象としており、子どもがない場合は、これまでの赤ちゃんの世話の経験の有無を尋ねている。

（2）施策の目標・方向性

【1】妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談体制の整備を進めます。

- 安心して子どもを産み育てられるよう、思春期から妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産に悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、妊娠届出者に対する面接や「女性の健康相談」を実施します。また、不妊・不育に関する相談体制の拡充や、望まない妊娠などに対する相談体制の整備を進めます。
- 妊娠中から産後の心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制や母子保健の充実を図り妊娠期から乳幼児期までの途切れのない育児支援に取り組みます。

【2】母子ともに安心・安全な出産を迎えるための支援を行います。

- 母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や、妊婦歯科健康診査を行うとともに、受診勧奨を行います。

【3】親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。

- 専門職による妊産婦、新生児、未熟児等の訪問や育児支援家庭訪問、民生委員・児童委員などの地域の訪問員によるこんなにちは赤ちゃん訪問を充実し、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。

【4】育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

- 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するためにヘルパーを派遣し子育て家庭を支援するほか、新たに出産直後の母子への心身のケアを行う産後母子ケア事業に取り組み、乳幼児との関わりを具体的に支援することで、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

【5】産後うつの早期支援に取り組みます。

- 子育ての不安の大きな要因となる産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みを作ります。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉主な事業・取組

○不妊相談・治療費助成事業

子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず子どもに恵まれず、不妊治療を実施している夫婦に対し、その経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成します。

また、不妊や不育に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する正確な情報提供や自律的な意思決定を支援するため、不妊・不育相談を実施します。さらに、少子化対策の一環として、若い世代への妊娠出産に関する正しい知識の啓発を推進します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①特定不妊治療費助成件数 ②不妊不育相談件数	①5,667件 ②328件 (25年度)	※調整中

○妊婦健康診査事業

母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
受診回数	372,490回(年間延べ) (25年度)	※調整中

○歯科健康診査事業

乳幼児・妊婦の口腔における疾患を予防し、母体の健康を保持増進させるとともに、乳幼児の健全な発育を図ることを目的として、歯科健康診査・保健指導を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①乳幼児等健診受診者数・相談者数 ②妊婦歯科健診受診者数	①105,766人 ②9,779人 (25年度)	※調整中

○産前産後ヘルパー派遣事業

妊婦及び出産後5か月（双子以上の場合は1年）未満の褥婦を対象に、育児不安や心身の不調による家事及び育児の負担を軽減するため、ホームヘルパーを派遣して家事及び育児を援助します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②派遣回数	①560名 ②5,649回 (25年度)	※調整中

○産後母子ケアモデル事業

妊娠期からの途切れのない支援を充実させるため、産後の心身共に不安定な時期に家族等から支援を受けられない者で、育児支援を特に必要とする産後4か月未満の母子を対象に、助産所等で母子デイケアや母子ショートステイのサービスを提供し、心身の安定と育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①産後母子デイケア利用人数 ②産後母子ショートステイ利用人数	①23人 ②66人 (25年度)	※調整中

○母子保健指導事業

母性の保護及び乳幼児の健康保持並びに増進を図るために、母子健康手帳の交付、保健指導を行い、必要な子育て支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①母子健康手帳交付数 ②母親(両親)教室受講者数 ③母子訪問人数	①34,618冊 ②8,268人 ③32,734人 (25年度)	※調整中

○こんにちは赤ちゃん訪問事業

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に訪問を実施し、養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけを作り、子どもを見守る風土づくりを推進し、また児童虐待の予防につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①訪問件数 ②訪問率	①26,409件 ②85.9% (25年度)	※調整中

○育児支援家庭訪問事業

不適切な養育や児童虐待を防止するため、育児不安等を抱える家庭に継続的に訪問等をすることで、安定した養育が可能になるように支援します。併せて、乳幼児健診未受診者の状況把握を着実に行い、支援していきます。

また、育児不安や育児困難を抱える養育者を対象に、親育ち支援プログラムを実施し、自分に合った子育ての方法を学び、安心して育児ができるよう支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問実施回数 ②ヘルパー実施回数	①4,135回(年間延べ) ②1,137回(年間延べ) (25年度)	※調整中

○産科あんしん電話【健康福祉局】

出産施設を探している妊産婦の不安を解消するため、ホームページ及び専用の電話窓口において出産予約状況を情報提供します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①電話対応件数 ②ホームページアクセス数	①426件(月平均 36件) ②28,967件(月平均2,414件) (25年度)	※調整中

○小児医療費助成事業【健康福祉局】

安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児医療費の一部を助成することにより、小児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、0歳児から中学校卒業までの小児が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①対象者人数(小学1年生まで) ②受診件数	①202,515人 ②3,751,533件 (25年度)	※調整中

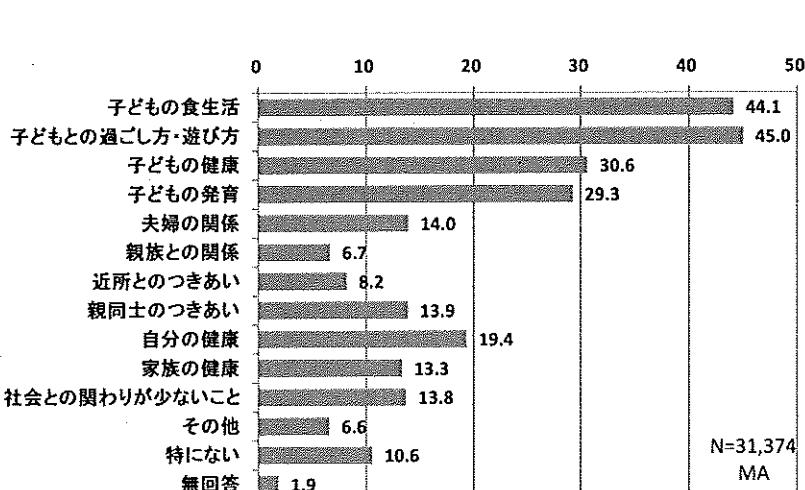
基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

〈1〉 現状と課題

◆地域での子育て支援の場・機会の必要性

- 初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことのない親が増えており、赤ちゃんとの接し方が分からまま子育てを始める家庭が多くなっています。
- 少子化の進行、家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中で、身近に相談できる相手がないなど、子育ての孤立により、不安感・負担感が増大しています。養育者の精神的な安定や子育てへの安心感は、子どもの健やかな成長にとって大切な育ちの環境となります。
- 子育てをしていて感じる悩みの中には、子どもの健康や発育に関することなど、専門家への相談を通じて正しい知識を得る必要があるものもあれば、子どもとの過ごし方や遊び方など、交流を通じて得た知識が役立つものや、不安や悩みを受け止めてくれる理解者の存在によって解消できるものもあります。

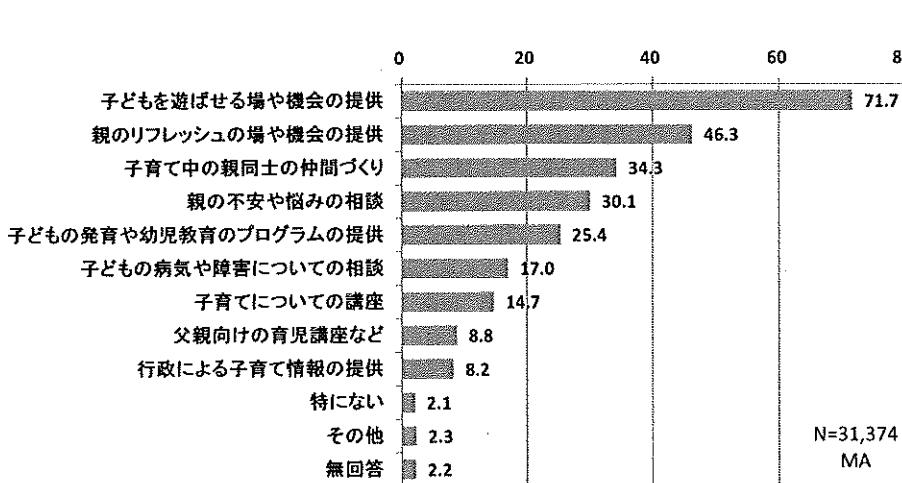
★子育てをしていて感じている悩み【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



- 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートとして、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「子育て中の親同士の仲間づくり」や「親の不安や悩みの相談」を挙げており、「親子の居場所」に対するニーズは高い状況です。

★日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで、重要だと思うものについて

【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



- 子育て相談について、気軽に相談できる人として、0歳児においては親族（85.6%）、友人知人（80.4%）に続いて地域の子育て支援施設のスタッフ（21.3%）が挙げられており、**地域の子育て支援施設は子育て相談の場としても利用されています。**
- 「親子の居場所」を利用してない理由として、「地域子育て支援拠点」や「親と子のつどいの広場」では「保育所や幼稚園などを、定期的に利用している」の後に「家から遠い」が多い状況です。また、「親子の居場所」そのものの認知度が施設によって4～8割と差がある状況であり、居場所の充実を図るとともに周知方法の工夫等が必要です。

◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり

- 地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域のすべての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけていくことが必要です。また、子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続できるようにするために、養育者を子育て支援の次の担い手になるよう働きかけていくことも必要です。
- 中学生・高校生など今後親になる世代や子育てをこれから始める人が、子育てへの具体的なイメージや、実践的な知恵や技術を身に付けられるように、子育て中の親子と触れ合う体験を持つ機会や、学校等と連携して学ぶ機会を充実させることが必要です。

◆多様な預かりニーズへの対応

- 子育てで負担に思うこととして、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる体の疲れが大きい」、「子どもから目が離せないので気が休まらない」などを挙げる人が多くなっています。その一方で、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人は少なく（27.4%）、緊急時でさえも預かってもらえる親族や知人がいないという人もいます（16.6%）。養育者の負担を減らすためには、理由を問わず、一時的に子どもを預かってもらえる場の充実が求められています。

◆利用者支援の必要性

- 子育てに関する制度や施設が多様化され充実したことから、養育者が自ら必要な支援を実際に利用するためには、子育てに関する制度や施設を分かりやすく紹介するとともに、子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者が連携し、地域のネットワークを活かして、個々のニーズや家庭の状況にあった施設・制度の利用、必要な支援につなげていくことが求められています。

〈2〉 施策の目標・方向性

【1】親子がともに様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会を増やします。また、交流や相談の場・機会に来ていない方が孤立することがないよう、家庭に出向いて必要な支援を届けます。

- 子どもや子育て中の養育者が、当事者同士や地域の多様な人と交流できるよう、親子の居場所の拡充を図ります。また、妊娠期の女性や父親などの親子が居場所を利用するきっかけづくりを行い、多様な人の日常的な利用を促進します。
- 家庭において、子育てをともに楽しみ、子どもの成長を喜び合え、関係性が豊かになるよう親子が集まる場や機会を活用して、父親や祖父母向けの講座やサークル等の活動への支援の充実を図ります。
- 専門職による妊産婦、新生児、未熟児等の訪問や育児支援家庭訪問、民生委員・児童委員などの地域の訪問員によるこんなにちは赤ちゃん訪問を充実し、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。【基本施策⑤の再掲】

【2】地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境をつくっていきます。

- 地域子育て支援拠点が地域の「つなぎ役」となって、当事者による子育てサークルや、子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者などの間での連携、ネットワークの充実を図ります。
- 地域のすべての住民が、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけるとともに、子育てに関する支え合いの関係が地域の中で循環し、継続していくよう、地域子育て支援拠点が「つなぎ役」となって、子育てに関わる地域の人材を育成していきます。
- 子育て支援に携わる支援者を対象に、対人支援スキル、子育て支援の制度や施設に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を行い、地域における子育て支援の質の確保・向上に取り組みます。
- 親子が集まる場や機会を活用して、中学生・高校生など今後親になる世代や、プレパパ・プレママなど子育てをこれから始める人が、親子と触れ合うことのできる体験の場や機会の充実を図ります。

【3】理由を問わず預かる一時預かりを拡充するとともに、市民同士での預かりあいを推進します。

- 一時預かりの拡充を図るとともに、一時預かりの利用を通じて子育ての相談が寄せられることがあるため、一時預かり実施施設と「親子の居場所」などとの連携を進めます。
- 地域の中の市民同士での子育ての支え合いのシステムである「横浜子育てサポートシステム」について、区支部事務局の機能強化や、提供会員の更なる増加に向けた取組をすすめていきます。

【4】養育者の個別のニーズに応じて、必要な子育て支援の円滑な利用につながるようにしていきます。

○養育者の個別のニーズを把握し、その方の状況に応じて、円滑に、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の利用につながるよう、情報提供・相談・援助・助言などを行う「利用者支援」に新たに取り組みます。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉 主な事業・取組

○地域子育て支援拠点事業

各区に1か所ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②か所数	①253,220人(年間延べ) ②18か所 (25年度)	※調整中

○親と子のつどいの広場事業

マンションの一室や商店街の一角などで、NPO法人などの市民活動団体が運営しています。親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②か所数	①110,113人(年間延べ) ②50か所 (25年度)	※調整中

○保育所地域子育て支援事業、私立幼稚園はまっ子広場事業

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るために、保育所や幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。

施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	保育所:56,117人(年間延べ) 幼稚園:40,868人(年間延べ) (25年度)	※調整中

○子育て支援者事業

養育者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援者会場開催数	175回 (26年5月)	※調整中

○乳幼児一時預かり事業（基本施策①にも掲載）

生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。子育て中の養育者が、少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。

※リフレッシュ利用を含めた一時預かり事業全体は基本施策①に記載しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	67,804人(年間延べ) (25年度)	※調整中

○横浜子育てサポートシステム事業（基本施策①にも掲載）

「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。

※一時預かり事業全体は基本施策①に記載しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数	45,799人(年間延べ) (25年度)	※調整中

○こんにちは赤ちゃん訪問事業（基本施策⑤の再掲）

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①訪問件数 ②訪問率	①26,409件 ②85.9% (25年度)	※調整中

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業【新規】

各区に1か所ある地域子育て支援拠点において、養育者が必要な給付を受け、円滑に地域の施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報を集約して、養育者の状況に合わせて個別に支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施か所数	—	※調整中

○子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）

小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援するさまざまなサービスが受けられる仕組みです。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	※調整中

○地域子育て支援スタッフ育成・ケア事業

地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に、養育者の子育てに対する不安や相談への対応などの対人支援スキル、地域の子育て支援の資源に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①研修開催数 ②研修参加人数	①8回 ②241人 (25年度)	※調整中

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

（1）現状と課題

◆ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の親は、一人で生計の維持と子育てを担っており、仕事と子育てとの両立を図ることに苦労しています。
- 母子家庭の 85%、父子家庭の 91%が就労していますが、母子家庭の母は、非正規での就労の割合が 50%を超えており、収入、就業形態、雇用環境、仕事と子育ての両立など、本人の希望する職業とのマッチングに課題があります。
- 母子家庭の約 4 割が児童扶養手当、養育費等も含む年間の総収入 300 万円未満に留まり、多くの人が「生活費が不足している」と考えています。
- 支援制度に関する効果的な情報提供や相談しやすい窓口の設置により、個々の家庭状況に応じて適切な機関へつながることが課題となっています。

◆配偶者等からの暴力（DV）への対応

- 本市の「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査（平成 20 年度）」によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験について、「何度もあった」「1、2 度あった」と答えた人は、男女ともに約 40%となっています。また、「何度もあった」では、女性 16.9%、男性 11.0%となっています。
- DVに関する相談が増加するとともに、内容も複雑化・多様化しており、DV の根絶と被害者の自立に向けて、DV 相談支援センターや関係機関による組織的な対応をはじめ、総合的な取組を行う必要があります。
- 特に、DV 等による緊急一時保護の中長期的な支援策については、単身の女性に対する受入先が不足しており、自立した生活に至るまでの期間が長期化する傾向にあります。
- また、配偶者等からの暴力防止及び被害者への保護や自立支援等の取組が必要です。
- 暴力の根絶に向け、交際相手からの暴力（デート DV）について、若い世代への啓発・予防教育が必要です。

〈2〉施策の目標・方向性

【1】ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。

- ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

【2】DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、啓発等に取り組みます。

- DV被害の防止に向けて、横浜市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、相談窓口の周知や若い世代も含めたDVに関する啓発等に取り組みます。

【3】DV被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。

- 「横浜市DV相談支援センター」において、DV被害者等の相談・支援を行うとともに、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

【4】DVに関する相談体制の強化、外国籍の女性とその子どもへの対応、加害者対策、効果的な広報・啓発等に取り組みます。

- 増加するDVに関する相談件数と複雑化・多様化する相談内容に対応するため、相談員の増員や研修等による体制の強化や、外国籍の女性とその子どもへの対応、加害者対策、効果的な広報・啓発等に取り組みます。
- 暴力の根絶に向けて、若い世代からの啓発を強化し、中・高生を対象としたデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

【5】女性緊急一時保護の受入先の確保と母子生活支援施設において居住場所を提供します。

- DVからの緊急避難が必要な母子を保護する母子生活支援施設や、緊急一時保護受入先（シェルター）等の受入体制を確保し、将来の安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援に取り組みます。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉主な事業・取組

○ひとり親家庭等自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センターに就労支援員を配置し、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施します。

また、生活、仕事、子育て、法律などの総合相談先を記載した、ひとり親家庭支援情報カードの作成など、わかりやすく、身近で利用しやすい制度案内と情報提供に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①ひとり親家庭の就労者数 ②ひとり親家庭自立支援事業利用者数	①314人 ②4,627人 (25年度)	※調整中

○ひとり親家庭等医療費助成事業【健康福祉局】

ひとり親家庭等の父または母もしくは養育者と、その者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①対象人数 ②受診件数	①44,146人 ②628,890 (25年度)	※調整中

○女性相談保護事業【こども青少年局・市民局】

「売春防止法」及び「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」に基づき、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

また、こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、市民局が所管する男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」を運営します。

さらに、組織的対応の強化、研修等の人材育成、相談員の増員による体制強化等に取り組み、増加する相談件数と複雑化・多様化する相談内容に対応するとともに、被害者支援の観点にたった加害者対策に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①DV相談支援センター専用電話 ②区福祉保健センター相談件数	①1,831件 ②1,759件 (25年度)	※調整中

○女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する市内民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が地域で自立した生活ができるよう、支援職員の配置等を支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施施設数	5か所 (25年度)	※調整中

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

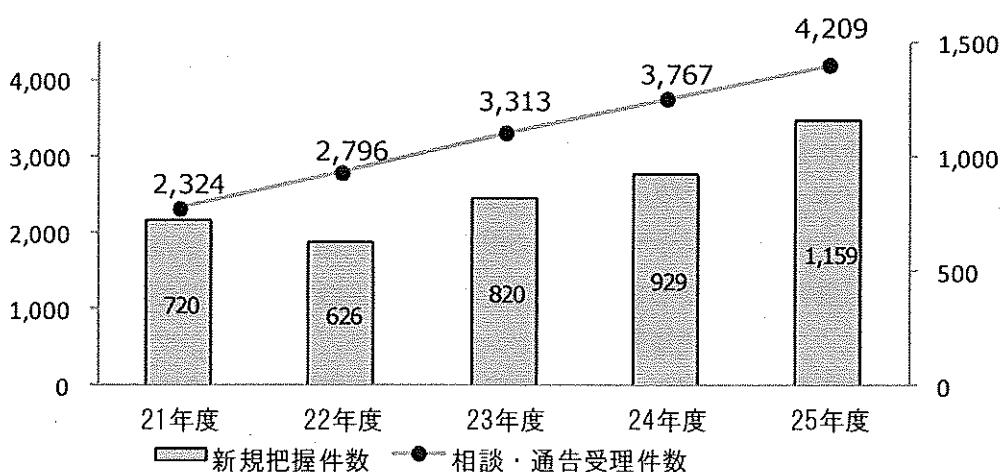
基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

〈1〉 現状と課題

◆児童虐待対策

- 児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は、平成25年度は4,209件、新たに把握した児童虐待件数は1,159件で、いずれも過去最多の件数になっています。
- また、本市において、児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が求められています。
- さらに、幼稚園・保育所・学校・医療機関・警察・子育て支援拠点・児童家庭支援センター・地域関係者等とのネットワークの強化が求められています。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の適切な支援を行える体制の充実と、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い人材の育成が必要となっています。
- また、乳児期から学齢期の居所不明児の早期把握が新たな課題となっています。
- 『横浜市子供を虐待から守る条例』の制定により、地域や関係機関と連携した児童虐待防止対策のさらなる強化が求められています。
- 増加している児童虐待の早期発見・対応や居所不明児童生徒への的確な対応が課題となっている中で、様々な困難に直面した子どもの状況に応じて、これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携し、問題の未然防止、早期発見・早期対応及び切れ目のない支援が求められています。

★児童虐待新規把握件数と相談・通告受理件数の推移



◆児童養護施設等の状況

- 本市で把握している児童虐待件数は年々増加しているとともに、虐待の背景が多様化し、養育の課題も複雑化しています。このような状況のもと、児童養護施設等での支援が必要な児童が増え続けていますが、施設における児童の受け入れ能力が十分であるとは言えない状況です。
- さらに、本市はこれまで児童相談所一時保護所の整備を推進し、迅速な一時保護に努めてきました。しかし、一時保護所を退所した児童を受け入れる児童養護施設等が常に満員状態であるため、一時保護所での入所期間が長期化し、通学できないなど不安定な状況におかれています。
- これらの児童を受け入れるために、新たな施設の整備を進める必要があります。また、耐震基準を満たさない施設、経年劣化や損傷が発生している施設、居住スペース等が現在の生活様式とか離れた環境となっている施設の改修や再整備が必要となっています。
- 家庭的な生活の経験が少ない児童に対して、より家庭的な環境である少人数、小規模な環境での養育を提供するとともに、複雑な事情を抱えた児童への対応を行うための施設機能の強化を図る必要があります。

◆家庭（的）養護の推進

- 社会的養護においては、児童養護施設等が担う施設養護だけでなく、養育者の家庭に児童を迎えて養育を行う、家庭養護が必要となっています。しかし、本市では家庭養護の担い手である里親・ファミリーホームなどがまだまだ十分ではないため、今後家庭養護を担う人材の育成等に取り組む必要があります。
- 施設においても、養育単位の小人数化（小規模化）を進め、家庭的養護を充実させることが必要です。そのために、人員体制の強化とともに、施設職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上を図る必要があります。

◆横浜型児童家庭支援センターによる在宅支援

- 児童虐待対応件数は年々増加し、一時保護する児童の件数も増加している状況で、地域では親の養育力の低下や疾病等の理由で育児不安となり、安定した生活が送ることのできない家庭が多く存在しています。
- 養育に課題をかかえる家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、その支援メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支えるサービスとして十分とは言えません。また、児童相談所や区の人的体制では、きめ細かな在宅支援が困難な状況になっています。
- 児童虐待や不適切養育につながるおそれのある家庭が、地域で安定した生活を送るために、区や児相の求めに応じ、横浜型児童家庭支援センター（以下、「児家センター」という。）が連携して、情報や方針を共有しながら、地域密着型の専門的な支援体制を全市で展開していく必要があります。
- 平成22年度から児家センターの設置を進めていますが（平成25年度末現在6か所）、設置場所が偏在しているほか、既存の児家センターについては、立地上の問題や認知度が低いこと、区との連携が不十分であることなどから、機能を活かせていない点を改善することもあわせて求められています。

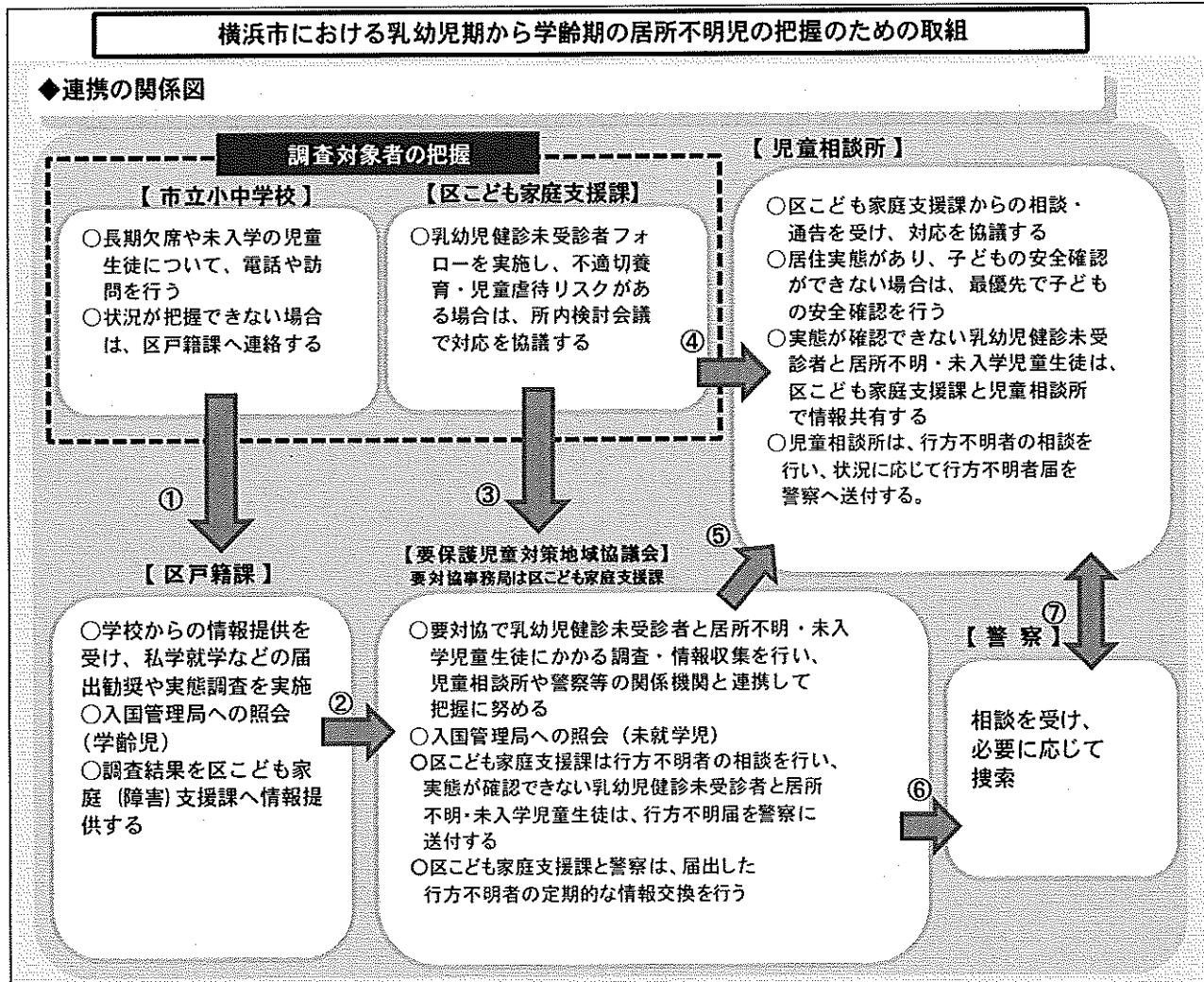
◆自立支援とアフターケア

- 児童養護施設等の児童は、原則として 18 歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立をもたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。
- そこで、入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を提供する必要があります。

〈2〉 施策の目標・方向性

【1】児童虐待対策を総合的に進めます。

- 『横浜市子供を虐待から守る条例』の制定を踏まえ、広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域におけるネットワークづくり、居所不明児把握の調査体制の強化や情報共有の仕組みづくりなど、総合的な児童虐待防止対策をさらに推進します。



- 『横浜市子ども虐待対応における連携強化指針』に基づき、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、早期発見、早期対応を図るとともに、関係機関との連携を強化し支援体制を充実します。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応するため、内容によって区役所が調査を行うなど、連携して初期対応にあたります。
- 幼稚園、保育所、学校、医療機関、警察、子育て支援支援拠点、児童家庭支援センター、地域関係者等とのネットワークをさらに強化し、要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図ります。

【2】児童養護施設等の整備、養育環境の充実や老朽化等に対応します。

- 家庭での養育が困難な子どもが、落ち着いた環境のなかで自分に応じた養育を受けることができるよう児童養護施設等の整備を推進します。特に、児童養護施設が不足している市内北部エリアでの整備に向けて検討を進めていきます。
- 施設入所が難しくなっている高年齢児の受け入れが円滑に行われるよう居室の個室化など養育環境の充実を図ります。また、既存の施設においても、家庭的な居住環境を整えるための養育単位の小規模化・ユニット化に向けた整備等を進めていきます。
- 建物の計画的な修繕・補修を促進することで、建物の品質の維持とトータル的なコストの縮減、長寿命化を図っていきます。

【3】里親等による養育支援を進めます。

- 家庭における養育が困難な子どもを養育する環境を充実させ、速やかに一時保護から安定した環境での生活に移行できるようにするため、施設の整備に加えてより家庭的な環境での養育が可能な里親やファミリーホームの活用を積極的に進めます。
- 児童養護施設等の入所児童の状況に応じたプログラムを策定し、親子関係に係わる治療・教育的プログラムなどの充実を図り、施設や横浜型児童家庭支援センター等との連携により、家庭支援を担う人材の育成や、定期的協議を行います。

【4】横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。

- 区役所や地域の関係機関との連携を深め、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、養育支援が必要な家庭に対して専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなどきめ細やかなサービスの提供を行い、養育者への負担の軽減や児童虐待を未然に防止できるよう見守り機能の強化した、児童家庭支援センターの全市的な展開を推進します。
- さらに、児童家庭支援センターでは、里親やファミリーホームからの相談を受けたり、専門的立場から必要なアドバイスなど家庭養護を担っている養育者への支援を進めていきます。

【5】施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります。

- 施設等の退所後に自立に向けた支援強化を図るために、自動車運転免許証や資格取得、進学支援、生活スキルにかかる支援など支援メニューを充実させていきます。
- 施設等の退所後も、自立生活の基盤である住まいの確保に向けた支援、進学費の支援、生活相談などアフターケアメニューを充実させて社会的・経済的に自立に向けた支援を充実させていきます。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

【コラム】児童養護施設の若者の夢を支援するプログラム「カナエール」

児童養護施設等出身の若者たちが大学や専門学校へ進学し卒業するには、様々な「壁」があります。親がない、親を頼れない若者たちは、学費と生活費を全て自分で用意しなければならず、働きながら学び続ける生活に心身ともに疲れ切ってしまいます。

カナエールは、彼らの進学から卒業までを「資金」と「意欲」の両面からサポートする奨学金支援プログラムです。その一環として、奨学生が自らの夢を語る、「夢スピーチコンテスト」が平成26年7月6日横浜市開港記念会館で行われました。奨学金受給者は10名。彼らは新生活の合間にぬってサポートボランティアとともに120日間かけてスピーチをつくりあげ、コンテストにのぞみました。

〈3〉主な事業・取組

○児童虐待防止対策事業

児童虐待防止のため、保健、医療、福祉、教育、司法など、関係諸分野の連携のもとに、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、要保護児童とその家族への総合的な支援を推進します。

○児童虐待防止啓発地域連携事業

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
要保護児童対策地域協議会における個別 ケース検討会議件数	897件 (25年度)	※調整中

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に迅速に対応する体制を維持するとともに、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図ります。

また、平成26年1月に作成した『横浜市子ども虐待対応における連携強化指針』に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関(警察)との連携強化のため、警察官(OB)の児童相談所への配置を検討し、相談・支援体制の充実を図ります。

○保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や保育所など関係機関と連携を取りつつ、保育所において養育支援が必要な子どもの見守りを行います。

○民間児童福祉施設整備事業

急増する児童虐待等により、児童福祉施設への入所が必要とされる児童が増えていますが、現在の施設で入所対応をするには量、質ともに厳しい状況です。

そこで、児童養護施設が不足している市内北部エリアでの新たな児童養護施設の整備に向けて検討を進めています。併せて、老朽化・狭隘化が著しい施設の計画的な改築整備を行い、入所者の生活環境の改善を図ります。

また、施設整備に当たっては個別支援に向けた小規模化を進めるとともに、心理療法など被虐待児童のケアに対する施設整備を進めています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
民間児童養護施設数	9施設 (25年度)	※調整中

○児童福祉施設等の運営

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所や里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護または委託後の養育について、児童福祉施設最低基準を維持する費用を支弁します。

また、措置された児童の処遇向上及び健全育成を図るため、国で定められた措置費に加え、人件費、管理費及び事業費等を加算し、施設・里親等に対して支弁します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①児童養護施設か所数 ②乳児院か所数 ③児童自立支援施設か所数 ④母子生活支援施設か所数	①10か所 ②3か所 ③2か所 ④8か所 (25年度)	※調整中

○横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、区福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や重篤化を押し止める支援を行います。児童が児童相談所による一時保護や施設入所に至らず、地域での生活を継続するため、子育ての悩みや課題を早期に発見し、センターのレスパイトサービス（子育て短期支援事業）などの支援を強化し、子育て家庭の負担軽減による安定した生活形成を目指します。このため、今期においても、将来的な全区展開を見据えた整備を継続して行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童家庭支援センター施設数	6施設 (25年度)	※調整中

○施設等退所後児童のためのアフターケア事業

さまざまな理由により児童養護施設等で生活する子どもたちは、18歳になった翌春には、施設等を退所しなければなりません。しかし、親族による支援がないなど、金銭面での困難さや精神的な不安感などが要因で、孤立し、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そこで、施設等入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①支援拠点か所数 ②利用者数	①1か所 ②604人(延べ) (25年度)	※調整中

○里親推進事業

里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境で養育し、児童の健全な生育を支援するための児童福祉法によって定められた制度です。横浜市における里親等への委託促進のため、パンフレットの配布や制度説明会などの「普及啓発」、新規里親認定や現任里親のスキルアップのための研修の実施や、家事ヘルパーの派遣など「里親支援」に関する事業を実施します。

また、本市の里親会である「こどもみらい横浜」を里親支援機関に指定し、里親支援のための業務を委託します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
里親委託率	12.1% (25年度)	※調整中

基本施策⑨ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

（1）現状と課題

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

- 夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- また、企業にとって、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。
- 男女ともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所へのインセンティブの充実や、優良事例を普及させるなどの啓発活動の強化が必要です。

◆子どもを大切にする社会的な機運の醸成

- 少子化の進展や地域のつながりが希薄化する中、子育てについて不安や負担を感じる子育て家庭が多くなっており、社会全体で子どもを大切にする機運の醸成が必要です。
- また、子育て中の孤立感や育児への不安が高まっている中、赤ちゃんを授かることや子育ての喜びを社会で共有することも大切です。

◆安全・安心のまちづくり

- 低年齢児の事故を未然に防ぐには、子どもの身の回りについて常に注意を払うことが大切です。子どもの事故予防に対する意識を高める取組が求められています。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を、社会全体で進めていくことが重要です。
- 妊婦や親子が安心して外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設や店舗等まちのバリアフリー化が大きな課題となっています。子育て中の親の外出等に関するアンケート調査（一般社団法人こども未来財団、2011年11月）によると、「外出時にうれしかった体験」として、「子どもをあやしてくれた、話しかけてくれた」「バスや電車で席を譲ってくれた」が上位に挙がるなど、まちの中で受ける配慮や手助けが子育てをする上で大きな支援につながります。
- 公共施設や公共交通機関、建築物等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育てに対する社会的な意識改革や、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進することが求められています。
- また、未来を担う子どもたちが、のびのびと安心して育つ環境として、豊かな自然環境を将来に継承していくことが求められます。地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境との共生など、環境に関する取組について、家庭、地域、学校、市民団体、事業者など社会全体で取組の充実を図っていく必要があります。

〈2〉施策の目標・方向性

【1】ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方ができる環境づくりを推進します。

- 男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できるよう、女性が働きやすい環境づくりや男性に対する家事・育児支援等の推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発などにより、引き続き、仕事と子育て等の両立支援を推進します。
- ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現に向け、女性起業家への支援の充実や女性の再就職支援、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。

【2】子どもを大切にする社会的な機運を醸成します。

- 学生や未婚者など将来の子育て世代に向けて、自身の働き方や生き方について考える機会の提供や、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信など、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを進めます。

【3】安全・安心のまちづくりを進めます。

- 低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者、子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を推進します。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉 主な事業・取組

○企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」【市民局】

女性の能力を活用し、男女ともに働きやすく子育てしやすい市内事業所（従業員300人以下）を認定・表彰するとともに、広く市民・市内事業所に周知します。

○中小企業女性活用推進事業【経済局】

女性の活躍を積極的に考える中小企業を募り、先進的な事例の検証やワークショップなどを行う研究会を開催するとともに、女性の活躍を推進する企業の様々な取組を支援します。

また、研究会参加企業が、女性活躍推進を目的に社内環境の改善に着手する場合、取組に係る費用の一部を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
参加企業数	参加企業募集開始 (26年6月)	※調整中

○企業内の取組への支援

取組が進んでいる企業の事例や、自社で取組を進めるまでの課題を共有する勉強会や企業向けセミナー研修等を開催する他、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とする企業内研修に対し、講師を派遣します。また、企業の取組を促す啓発用パンフレットを市内企業へ配布します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
企業向け勉強会や研修等の開催	5回 (25年度)	※調整中

○男性の家事・育児支援

男性の家事・育児参加促進を図る父親向け講座等を実施します。

また、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
父親向け講座等の実施	7区 (25年度)	※調整中

○女性起業家支援【市民局・経済局】

女性起業家への支援として、女性起業家支援の拠点としての女性専用スタートアップオフィス「F-SUSよこはま」の運営や、女性起業家支援チームによる支援を行うとともに、女性中小企業診断士等による起業や経営に関する相談体制を整えます。また、男女共同参画センターにおいて起業準備等の相談や講座を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
女性起業家支援チームによる相談件数	868件 (25年度)	※調整中

○女性の再就職支援【市民局・経済局】

結婚、出産・育児等を理由に離職し、働きたい女性が能力を発揮できるよう、男女共同参画センターにおいて再就職準備講座を実施します。また、キャリアプランクのある女性の再就職を支援するため、身近なロールモデルの紹介やインターンシップを柱としたプログラムを実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
女性向け再就職支援プログラム	実施 (26年度)	※調整中

○祖父母世代に向けた孫育て支援

世代や性別を問わず子育てを担う環境を目指し、祖父母世代を主な対象として“自身及び地域の孫育て”や“地域ぐるみの子育て”テーマにした講座等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
孫育て講座等の実施	8区 (25年度)	※調整中

○学生・未婚者に向けた啓発・情報提供【新規】

結婚や子育て（妊娠・出産・子育て）の「切れ目のない支援」のための環境づくりへ取り組むため、学生や未婚者に向け、ライフプラン・ローモデルを提示し、自身の働き方や生き方について考える機会を提供するためのセミナー開催や、啓発用パンフレットの作成、配布等による普及、啓発を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①学生や未婚者に向けたセミナー等の開催 ②パンフレットの配布	—	※調整中

○「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進

子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につなげるため、企業や関係団体と連携して、母親や父親が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA」を発行します。取組の広がりに向けて、母子健康手帳交付時や子育て施設などで詩集を広く配布するとともに、子育て支援活動や学校との連携などを行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
詩集の配布	約35,000部 (市内の産科・小児科、子育て施設、区役所等)(25年度)	※調整中

○子どもの事故予防啓発事業

低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者及び子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、事故予防の啓発用リーフレットの配布やホームページによる子どもの事故に関する情報の発信、イベント等と連携した啓発をはじめとした普及・啓発を推進します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①子どもの事故予防啓発リーフレットの発行 ②保育園訪問運動指導の実施	①60,000部 ②4区20園 (25年度)	※調整中

○地域子育て応援マンションの認定【建築局】

子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世帯が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進するため、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。また、認定したマンションについては、市ホームページで紹介します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
認定戸数	4,300戸 (25年度)	※調整中

○地域防犯活動支援事業【市民局】

各区への実情に応じて防犯関係事業に対する予算配付、市域での犯罪発生の実態に応じて啓発活動等を実施するほか、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、「横浜市子どもの安全の日」における広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①子どもの安全ネットワーク会議 ②市内各啓発イベント実施回数	①実施 ②12回 (25年度)	※調整中

○交通安全教育の推進（幼児交通安全教育指導）【道路局】

本市の指導員が保育園・幼稚園を訪問し、交通安全の基本ルールなどを指導します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
保育園・幼稚園訪問指導回数	158回 (25年度)	※調整中

5 計画の推進体制（P D C Aサイクルの確保）

- 新制度において、事業計画で定めた5か年の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、P D C Aサイクルを確保する必要があります。
- 本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行っています。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

